

国住総第137号  
平成17年12月26日  
改正 平成29年12月5日  
改正 令和3年8月26日  
最終改正 令和5年3月24日

各都道府県知事 殿

国土交通省住宅局長

### 犯罪被害者等の公営住宅への入居について

犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為（以下「犯罪等」という。）により害を被った者やその家族・遺族（以下「犯罪被害者等」という。）に係る総合的な施策を講ずることを目的として、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）が公布・施行され、同法第16条において、「犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定」を図るために「公営住宅への入居における特別の配慮」を行うこととされている。

については、犯罪被害者等の居住の安定を図り、その自立を支援するため、公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第357号）により可能となる、配偶者からの暴力被害者（以下「DV被害者」という。）の公営住宅への単身での入居について、「公営住宅法の一部を改正する法律の施行について」の一部改正について（平成17年12月26日付雇児発第1226001号・社援発第1226001号・国住総第135号）及び「公営住宅法の一部を改正する法律の運用について」の一部改正について（平成17年12月26日付国住総第136号）によりの確な運用を図るとともに、DV被害者を除く犯罪被害者等の公営住宅への入居の取扱いについて、下記の事項により特段の配慮をお願いする。

併せて、DV被害者の公営住宅における優先入居及び目的外使用については、「配偶者からの暴力被害者の公営住宅への入居について」（平成16年3月31日付国住総第191号）によることとされているところであるが、当該通知を別添のとおり改正するので、留意されたい。

また、本通知による犯罪被害者等の公営住宅への入居に係る取扱いについては、各都道府県警察本部犯罪被害者対策主管部局等と調整の上、平成18年2月1日以降に開始することとされたい。

なお、貴管内の事業主体に対しても、この旨周知されるようお願いする。

おって、本件については、警察庁、法務省及び厚生労働省の関係部局と打合せ済みであるので念のため申し添える。

## 記

### 第一 公営住宅への入居の取扱いについて

一 犯罪被害者等（DV被害者を除く。以下同じ。）については、その住宅に困窮する実情に応じて、地域の住宅事情、ストックの状況等を総合的に勘案して、事業主体の判断により、優先入居の取扱いを行うことが可能であるため、犯罪被害者等基本法第16条の趣旨をふまえ、その取扱いについて積極的に検討を行うこと。

例えば、事業主体において、専ら犯罪被害者等支援に関する事項について定めた条例を制定し、当該条例において、犯罪被害者等の居住の安定等について規定した場合において、その趣旨をふまえ、優先入居の取扱いについて検討すること。

二 優先入居を認められる犯罪被害者等は、犯罪により従前の住宅に居住することが困難となったことが明らかな者であり、次のいずれかに該当することが客観的に証明される者であること。

① 犯罪により収入が減少し生計維持が困難となった者

- (例)・殺人、過失致死、業務上過失致死等により勤労者が亡くなった場合
- ・身体を害されたため転職等を余儀なくされた場合
  - ・虚偽の風説の流布により廃業に追い込まれた場合

② 現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難となった者

イ 犯罪により住宅が滅失又は著しく損壊したために居住することができなくなった者

- (例)・放火、器物損壊等により住宅が滅失し居住の用をなさなくなった場合

ロ 住宅を客体とする犯罪により居住することができなくなった者

- (例)・詐欺等により住宅が奪われた場合

ハ 犯罪により精神的な後遺症が生じ医学的に居住することができなくなった者

- (例)・凄惨な殺害現場の目撃や性犯罪等によりいわゆるPTSDとなった場合

ニ ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。）第2条第4項に規定するストーカー行為により居住することができなくなった者又は同条第1項に規定するつきまとい等若しくは同条第3項に規定する位置情報無承諾取得等により、身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、若しくは行動の自由が著しく害される不安を覚えさせる行為により居住することができなくなった者

三 事業主体は、入居申込者から前記二に係る犯罪被害の申告があった場合には、次により申告内容の確認を行うこと。

① 申告の内容については、被害届等（相談を含む。以下同じ。）を行った警察署

名のほか、被害者の氏名、住所等（本人又は遺族・家族であることの確認）、被害の年月日時、場所、模様など、警察当局への被害届等の内容に準じて申告させるとともに、その内容について警察当局へ確認を行うこと及び必要に応じて警察又は検察当局（国土交通省住宅局を通じ法務省刑事局に対して行う。）に事件の処理状況（送検の確認又は処分の状況等）を確認することについて入居申込者から同意書を提出させること。

なお、入居申込者が交通事故の被害者である場合は、交通事故証明書又はその写しを添付させることとし、被害者であるかどうかなど、当該証明書によっても不明な点について警察当局への確認を行うこと。

- ② 事業主体から都道府県警察本部犯罪被害者対策主管部局（前記二②ニの要件に該当する者については、都道府県警察本部ストーカー規制法担当部局）を窓口として、申告内容について確認の申し入れを行うこと。

警察の確認への対応は、原則として当該被害届等の取扱い警察署の担当課（係）が行うが、この際、捜査に支障のある情報等については回答を得られない場合があることに留意すること。

また、得られた情報については、申告内容に係る情報とともに細心の管理を行うこと。

- ③ 申告内容が虚偽であると疑われる状況になった場合は、事業主体は、入居申込者又は入居者に対し事件の処理状況等について聴取した上、必要に応じ、警察又は検察当局に聴取事項の確認を行うこと。

また、入居後に申告内容が虚偽であることが判明した場合には、公営住宅法第32条第1項第1号の不正入居に該当するものとして、当該不正入居者に対して明渡しを請求するとともに、明渡請求後も退去しない場合には、同条第3項に基づき近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を徴収するなど、法に基づき厳正に対処すること。

四 事業主体は、前記二の犯罪被害者等に係る公営住宅の入居者資格のうち、収入の額の認定に当たっては、一時的な減収であるかどうかを留意しつつ、犯罪被害後の収入により判定することとし、住宅に困窮しているかどうかの判断に当たっては、保険金等を踏まえ一時的なものであるかどうかや世帯分離の必要性に留意しつつ、的確に判定すること。

五 事業主体においては、犯罪被害者等の置かれている状況にかんがみ、公営住宅への入居が決定された犯罪被害者等に保証人の確保を求めないなど配慮すること。

## 第二 公営住宅の目的外使用について

一 事業主体は、公営住宅の本来の入居対象者の入居を阻害せず、公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障のない範囲内で、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）（以下「補助金適正化法」という。）第22条の規定に基づく承認を得た上で、犯罪被害者等に公営住宅を目的外使用させる

ことが可能であること。

- 二 目的外使用によって入居を認められる犯罪被害者等は、第一の二の要件を満たし、かつ、公営住宅の入居者資格のうち、公営住宅法第 23 条第 2 号に規定する住宅困窮要件を満たす者であること。なお、住宅困窮要件以外の入居要件も満たす者については、公募による入居を待つことのできない緊急に迫られる事情がある者に限られること。
- 三 目的外使用に係る期間については、原則として 1 年を超えない期間とすること。  
また、当該犯罪被害者等の住宅に困窮する実情や収入、事業主体における公営住宅ストックの状況等を勘案の上、使用期間の更新により継続して使用させる等弾力的に運用し、適切な期間とするよう配慮するものとともに、前記二の住宅困窮要件以外の入居要件を満たす者については、当該犯罪被害者等の実情に応じ、期間中に公募により入居できるよう配慮するものとする。
- 四 目的外使用させる場合の使用料については、公営住宅の入居者に係る家賃と均衡を失しない範囲で、前記二の犯罪被害者等の実情に応じて適切に設定するものとする。
- 五 目的外使用に当たり、前記二の要件を満たす場合には、公営住宅を目的外使用させたときから一ヶ月以内に、別記様式により地方整備局長等（補助金適正化法第二六条第一項の規定により国土交通大臣の権限を委任された地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長をいう。）に事後報告することをもって、補助金適正化法第二二条に規定する承認があったものとして取り扱うこと。

### 第三 特定入居制度（令第五条第三号）の活用

公営住宅法施行令（昭和 26 年政令第 240 号）第 5 条第 3 号により、公営住宅に入居している者又は同居者が犯罪等により害を被り、当該公営住宅に居住し続けることが困難となったなど、既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の現在の状況等からみて事業主体が他の公営住宅への移転が適切と判断する場合、居住の安定の観点から、特定入居の対象となるので留意されたい。

### 第四 事業主体間における連携について

- 一 犯罪被害者等によっては、二次的被害の防止等の観点から、犯罪被害者等の従前の居住地とは異なる市町村に存する公営住宅における入居又は目的外使用が必要となる場合が想定されるため、そのような取扱いが円滑に行われるよう、入居者資格における居住地要件の緩和に配慮するとともに、都道府県営住宅における広域的な対応や市町村も含む事業主体相互間における緊密な連携に努められたい。
- 二 前記一の観点から、都道府県におかれては、当該都道府県下の市町村及び他の都道府県と緊密な連携をとりつつ、犯罪被害者等からの照会等犯罪被害者等の居住の安定確保への要望に適切に対応されたい。

### 第五 関係機関との連携について

- 一 前記第一及び第二の実施に当たっては、事業主体は、各都道府県の警察及び検察当局等の関係機関との緊密な連携を図り、犯罪被害者等の支援のために適切な対応を図るよう努められたい。
- 二 特に被害直後等の犯罪被害者等への公営住宅に係る情報提供については、前記一の関係機関の協力を得つつ、積極的に対応されたい。